

第 6 3 号議案

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例設定
について

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例
八王子市保健所関係手数料条例（平成 1 9 年八王子市条例第 2 4 号）の一部を
次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

- 1 (略)
2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～7 3	(略)	(略)	(略)
74	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第14条第13項 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	1件につき 140円
75～ 105	(略)	(略)	(略)

改正前

別表（第2条関係）

- 1 (略)
2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～7 3	(略)	(略)	(略)
74	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第14条第9項 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	1件につき 140円
75～ 105	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。

